

明石市立保育所等における紙おむつ・おしり拭きの定額制サービス応募案内

## 1 趣旨

現在、明石市立の保育所・幼保連携型認定こども園（以下、「市立保育所等」という。）では、児童が使用のおむつ・おしり拭きは保護者持参となっているが、保護者及び保育現場双方の負担を軽減し、保育の質の向上を図るため、おむつ・おしり拭きの定額制サービスを導入するものである。

サービスの導入にあたっては、保護者が負担する利用料金のみでなく、事業者が持つ業務実績や専門性、提案力等を勘案し、総合的な見地から判断して、保護者及び保育現場双方にとって最適な事業者を選択する必要があることから、本要項に基づき、提供事業者となる候補者を選定するものとする。

## 2 導入するサービスの概要

### (1) サービス名

市立保育所等における紙おむつ・おしり拭きの定額制サービス

### (2) サービスの目的

紙おむつ・おしり拭きの定額制サービスを導入することにより、保護者及び保育現場双方の負担を軽減し、保育の質の向上を図る。

### (3) サービスの概要

サービスを導入する市立保育所等（以下、「導入施設」という。）に入所する児童の保護者が利用を希望し、申し込みを行った場合において、提供事業者が導入施設内における紙おむつ・おしり拭きの利用権を提供し、その対価として保護者が利用料金を支払うもの。なお、サービス利用の有無は、保護者の任意とする。

### (4) 実施期間

2025年5月1日から2028年3月31日まで（予定）

※ 利用状況や保護者アンケートの結果等を踏まえて、実施期間満了前にサービスを終了することや、実施期間満了後に、あらためて公募等を実施してサービスを継続する可能性がある。

## 3 参加資格

本手続きに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

- (1) 2014年4月1日から2024年12月31日までの間に、国内の公立保育施設において同種のサービスの提供実績があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申請期日以前になされている場合はこの限りではない。

- (4) 明石市の指名停止期間中でないこと。なお、参加申請開始日から参加申請書等の受付終了日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
- (5) 公告日において納期限が到来している明石市税を参加申請書等の受付終了日の前日までに完納していること。
- (6) 公告日において納期限が到来している国税（法人税（個人にあつては所得税）並びに消費税及び地方消費税）を参加申請書等の受付終了日の前日までに完納していること。

#### 4 質問の受付及び回答

- (1) 質問がある場合は、提案仕様書等に関する質問書（様式1）に質問事項、会社名、担当者氏名、電話番号、メールアドレスを記載し、下記の提出期限までに電子メールでこども育成室運営担当宛送信すること。

なお、電子メールで送信後、こども局こども育成室運営担当（078-918-5149）まで電話にて送信確認の連絡をすること。

提出期限：2025年1月27日（月）17時まで

提出先：明石市こども局こども育成室運営担当

E-mail：kounei@city.akashi.lg.jp

※ 電子メール以外の方法による質問は受け付けません。

- (2) 質問に対する回答は、下記の回答日に本市ホームページに掲載する。

回答日：2025年1月29日（水）15時

#### 5 参加申請及び企画提案書の作成・提出

- (1) 参加を希望する者は、次に掲げる書類を郵送で提出すること。

ア 公募型業者選定参加申請書（様式4・1部）

イ 企画提案書（9部）（原本1部・コピー8部）

※ 企画提案書（表紙）（様式5）を表紙として添付すること。

※ 企画提案の最後に、業務実績調書（様式6）及び会社概要書（様式7）を添付すること。

※ 企画提案書作成要領を参照して作成すること。

※ 企画提案書のデータは電子メール（kounei@city.akashi.lg.jp）でも送信すること。

ウ 国税の滞納がないことを証する納税証明書（税額の証明ではありません。）（1部）

※ 発行日が公告日以降の日付のもの（写し（PDF形式を含む）でも可）

- ・ 法人の場合・・・その3の3（法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと。）

- (2) 封筒の提出については、持参は認めません。必ず書留等（簡易書留も可）の、郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法にて郵送してください。

ア 使用する封筒は宛名シール（様式3）を貼り付けた角2封筒等のA4サイズが折らずに入るものを使用してください。また、可能な限り1つの封筒に提出書類を入れてください。

イ 2025年1月29日（水）15時に、明石市ホームページに仕様書等に対する質問及び回答を掲載しますので、必ず確認の後に郵送してください。

ウ 提出期限は、2025年2月12日（水）（必着）です。

〒673-8686

兵庫県明石市中崎1丁目5番1号

明石市役所こども局こども育成室運営担当

明石市立保育所等における紙おむつ・おしり拭きの定額制サービス業者

選定担当者 宛

エ 郵送手続を行った日のうちに、書留控の写しを公募型業者選定参加確認書（様式2）に貼付し、FAX（078-918-5650）によりこども局こども育成室運営担当に送信してください。

6 審査

審査方法は、次に示すとおりとする。

(1) 書類審査

提出された提案書類をもとに、選定委員が7で示す審査基準に基づき書類審査を行い、最も優れた提案者を候補者として決定するものとする。

(2) 審査結果の通知

① 結果通知

審査の結果は、2025年2月下旬に、明石市ホームページでの公表及び当該審査を行った者に対して通知する。

7 審査基準及び配点

(1) 審査方法は、以下の事務局審査及び委員審査によるものとする。

① 事務局審査

審査基準	審査内容	配点
サービス提供実績調書内容	過去5年間（2020年1月1日～2024年12月31日）において、公立の保育施設で、本サービスと同種のサービスを提供した実績があるか。（業務提供実績は本格導入されているものに限る。）（5点×2024年12月31日末現在において、サービスが継続提供されている地方公共団体の数）※最大40件	200
合 計		200

② 委員審査（配点は委員1人あたり）

審査基準	審査内容	配点
保護者の負担軽減の視点	以下の点を踏まえて、保護者の負担軽減につながる提案か。 (1) 申込や料金の支払い、解約等の手続きの内容や方法は、保護者にとって分かりやすく、利用しやすいか。 (2) 紙おむつ・おしり拭きの市場価格等を踏まえて、利用料金の水準は妥当か。 (3) サービスに係る紙おむつ・おしり拭きは、一般的に利用されているものか。 (4) その他、サービスの導入により保護者の負担軽減が図られるか。	35
保育現場の負担軽減の視点	以下の点を踏まえて、保育現場の負担軽減につながる提案か。 (1) 保護者への利用案内に係る案内文書等の提供はあるか。 (2) 導入施設における利用者管理の内容や方法は分かりやすいか。 (3) 紙おむつ・おしり拭きの在庫・発注管理の内容や方法は分かりやすいか。 (4) 保護者の新規契約、解約、サイズ変更等の通知は分かりやすいか。 (5) その他、サービス導入により保育現場の負担軽減が図られるか。	35
リスク対応の視点	導入後に想定されるリスクに対して、適切に対応を図る体制が整備されているか。また、他団体での実績等を踏まえて、本市において安定的なサービス提供が可能といえるか。	15
独自性の視点	仕様書に示された事項以外に、独自の視点で本市にとって有益な提案がなされているか。（例：定額制サービス品目の拡張性、災害時の対応等）	15
合 計		100

※1 配点は選定会議の委員一人あたりのもの。

※2 各項目について5段階評価にて採点する。

## (2) 配点

① 事務局審査 200点

② 委員審査 600点 (100点×6委員)

⇒ ①と②の合計800点満点とする。

## 8 候補者の決定

候補者は、上記7の採点基準により選定会議において採点し、次の方法により決定する。

なお、選定会議の委員が提案者と利害関係を有することとなった場合、当該委員を審査から除斥する。この場合、上記7の配点(配点の総合計点及び審査基準ごとの配点)から当該委員の持ち点を減じるものとする。また、他の理由により選定会議の委員が欠けた場合も同様とする。

- (1) 選定会議の委員の審査結果により、評価点が最高点の提案者を候補者とする。
- (2) 評価点が最高点の者が複数ある場合は、最高点の者のうち、「保護者の負担軽減の視点」の配点と「保育現場の負担軽減の視点」の配点の合計点が最も高い提案者を候補者とする。
- (3) 評価点が最高点の者が複数あり、「保護者の負担軽減の視点」の配点と「保育現場の負担軽減の視点」の配点の合計点が同じ場合、くじにより候補者を決定する。
- (4) 候補者が1者のみであった場合は、審査を行い、配点の総合計点の60%以上であった場合に候補者とする。
- (5) 審査の結果、配点の総合計点の60%以上に達した事業者がない場合は、適格者なしとする。

## 9 候補者との協議

市と候補者は、別紙仕様書及び候補者から提出された企画提案書等を踏まえ、サービスの導入に向けた協議を行う。

また、候補者は覚書締結時まで、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出していただきます。

**覚書締結期限までに当該誓約書が提出されていない場合には、覚書締結しません。**

この場合において、応募に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、参加者の負担となりますのでご注意ください。

## 10 日程

- |                        |               |          |
|------------------------|---------------|----------|
| (1) 応募案内等のHP公表・質問書受付開始 | 2025年1月23日(木) | 13時から    |
| (2) 質問受付終了             | 2025年1月27日(月) | 17時まで    |
| (3) 回答のHP公表・参加申請書受付開始  | 2025年1月29日(水) | 15時から    |
| (4) 参加申請書受付終了          | 2025年2月12日(水) | 必着       |
| (5) 選定会議(事業者の出席無し)     | 2025年2月19日(水) | 13時30分から |
| (6) 審査結果の公表・通知         | 2025年2月下旬     |          |
| (7) サービス提供開始           | 2025年5月1日(木)  | (予定)     |

## 11 その他

- (1) 企画提案書等の内容について、市が企画提案書等を提出した提案者に問い合わせを行った場合、問い合わせを受けた提案者は速やかに市に対して回答すること。
- (2) 参加希望者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。
  - ① 提案方法、提出先、提出期限に適合していないもの
  - ② 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出書類への虚偽記載、その他公正な競争の妨げになる行為、事実があったと市が判断した場合は、提出書類を無効とする。
- (5) 提出書類は返却しない。
- (6) 書類の作成、提出等に係る費用は、参加希望者の負担とする。

## 12 担当部署

明石市こども局こども育成室運営担当  
担当 : 塩見・栗田  
TEL : 078-918-5149 (直通)  
FAX : 078-918-5650  
e-mail : kounei@city.akashi.lg.jp